平成２３年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市茶屋町早沖1564番地
債務者　大河　政夫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
岡山県倉敷市福島640番地　プレジール太陽A103
債務者　水川　直人
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
岡山県倉敷市福島640番地　プレジール太陽A103
債務者　水川　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―3020号　松川共同住宅
債務者　森　美智子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９２号
沖縄県那覇市牧志１丁目８番11号　東恩納アパート３階
債務者　東恩納千惠子（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９３号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番27号古蔵マンション607
債務者　後間　広之
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９４号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番27号古蔵マンション607
債務者　後間きよの
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５号
埼玉県新座市片山３丁目17番６号　カーサ・エクセル101号室、旧住所埼玉県新座市栄２丁目11番14号　クリード栄B101号室
債務者　市川　　翼（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
埼玉県上尾市本町４丁目３番９号　タイムハイツ101
債務者　西山　泰正（旧姓柄澤）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
埼玉県蓮田市蓮田１丁目66番地　カーサオモダカⅠ―203号、旧住所さいたま市大宮区吉敷町４丁目103番地
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
埼玉県久喜市西大輪２丁目18番地５　チサンマンション東鷲宮301号
債務者　田中　朋知
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
さいたま市見沼区島町１丁目11番地13
債務者　徳田　　曙
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田2067番地10
債務者　井澤恵利子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目15番19号
債務者　宮﨑　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
佐賀市久保田町大字久保田122番地１
債務者　小林　伸晃
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字安里200番地２
債務者　上門佐弥香（旧姓翁長）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３２号
静岡県富士市大渕3046番地の15、住民票上の住所静岡県富士市大淵3046番地の15
債務者　佐野　保恵
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部